

泡消火設備を所有している皆様へ

薬剤のPFOS、PFOA 含有について確認しましたか？

PFOS(八°ルフルオロオクタン sulfonic acid)、PFOA(八°ルフルオロオクタン acid)は、製造・輸入が原則禁止されていますが、未だ、**泡消火薬剤**の形で貯蔵されている場合があります。

✓**泡消火薬剤がPFOS、PFOAを含有しているときは…**
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)の基準に従い、保管、表示、点検等をする義務があります。

✓**泡消火薬剤が漏えいしたときは…**

河川等への流出を防ぐため、**速やかに応急措置**(破損した施設からの流出防止、土嚢の積み上げ、薬剤の回収、汚染表土の除去等)を講じ、次の窓口まで**連絡**してください。

所管区域	県の担当窓口	連絡先
鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町	横須賀三浦地域県政総合センター 環境部 環境課	横須賀市日の出町 2-9-19 電話 046-823-0210(代表)
海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村	県央地域県政総合センター環境部 環境保全課	厚木市水引 2-3-1 電話 046-224-1111(代表)
秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町	湘南地域県政総合センター環境部 環境保全課	平塚市西八幡 1-3-1 電話 0463-22-2711(代表)
南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、真鶴町、湯河原町	県西地域県政総合センター環境部 環境保全課	小田原市荻窪 350-1 電話 0465-32-8000(代表)
その他問合せ	環境農政局環境部 環境課	横浜市中区日本大通1 電話 045-210-4123(直通)

※次の10市の区域については、当該市の環境(水質)担当窓口にお問い合わせください。

横浜市、川崎市、相模原市、横須賀市、平塚市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、厚木市、大和市

URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/suisitu/todokede/madokuti.html>



泡消火薬剤について知りたいときは

✓PFOS、PFOA の含有を確認したい。

○一般社団法人日本消火装置工業会ホームページにてご確認ください。
「トピックス(2022/1/25)PFOA規制に伴う泡消火薬剤および泡消火設備に関する取扱いについて」参照

URL : <http://www.shosoko.or.jp>

※消火器については一般社団法人日本消火器工業会ホームページにてご確認ください。

URL : <https://www.jfema.or.jp>



✓保管、点検、表示等の基準を確認したい。

✓含有製品を廃棄したい。

○環境省リーフレットにてご確認ください。

「消火器等の適切な 取扱い・処理をお願いします。」

～PFOS を含有する消火器・泡消火薬剤等の取扱い及び処理について～

URL : <https://www.env.go.jp/content/900410399.pdf>



化審法について知りたいときは

○経済産業省ホームページにてご確認ください。

URL : https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/index.html



水質汚濁防止施行令の一部改正

～PFOS、PFOA 等の公共用水域への排出又は地下浸透時の届出が義務化～

令和5年2月に PFOS、PFOA 及びそれらの塩が、水質汚濁防止法の指定物質に追加されました。

泡消火設備の設置者等は、破損その他の事故が発生し、PFOS、PFOA 等を含む水が河川や湖沼等の公共用水域に排出、又は地下に浸透し、人の健康又は生活環境に被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに、応急の措置を講ずるとともに、講じた措置の概要を都道府県知事等に届け出る義務があります。

なお、消火活動に伴う排出等は、上記の措置の対象外ですが、環境中への排出を把握する必要がありますので、県又は市の担当窓口に連絡下さるようご協力をお願いします。



県や市の担当窓口へ、届出、連絡する主な事項は次のとおりです。

使用又は流出した日時、場所、製品名、PFOS、PFOA 等の含有率又は含有量、使用量及び環境中への排出量、周囲の状況 など

PFOS、PFOA 等に関する情報は、神奈川県ホームページをご覧ください。

URL : <https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pf7/suisitu/joukyou/yuukihusso.html>

